

## 平成十七年法律第八十五号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 基本方針（第三条）
第三章 総合効率化計画の認定等（第四条—第七条）	第四章 流通業務総合効率化事業の促進（第八条—第十二条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十九条）	第六章 罰則（第三十条・第三十一条）
附則	

### 第一章 総則

#### (目的)

この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国

産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつてあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達により、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それそれ当該各号に定めるところによる。

- 一 流通業務 輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工を含む。以下同じ。）その他の物資の流通に係る業務をいう。
- 二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一體的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。
- 三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

### 三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

クターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）である。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

四 貨客運送効率化事業 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

五 港湾流通拠点地区 第六条第一項の規定により指定された地区をいう。

六 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。

七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物自動車運送事業 法律（平成元年法律第八十三号）第二条第十二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第十二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

十一 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）のうち貨物の運送を行うものをいう。

十三 貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものを行ふものをいう。

十四 貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第一百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。

十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からこれまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が一百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの資本金の額又は出資の総額が五千万元以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

ニ 資本金の額又は出資の総額が五十万元以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

ト 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの。

ハ 企業組合

四 第二章 基本方針

主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目的に関する事項

三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要な事項

七 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

八 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

九 第三章 総合効率化計画の認定等

（総合効率化計画の認定）

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 流通業務総合効率化事業の目標

二 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 流通業務総合効率化事業の実施時期

四 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は鉄道事業

法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、流通業務総合効率化事業のうち貨物運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

六 流通業務総合効率化事業のうち貨物運送効率化事業に該当するものを実施するときは、特定流通業務施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該特定流通業務施設の政令で定める区分の別及び規模その他の当該特定流通業務施設の整備の内容

二 当該特定流通業務施設の用に供する土地の所在及び面積

三 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合効率化計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 総合効率化計画に記載された事項が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号（第五号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

四 第一種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業）に記載された事業のうち、貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号に掲げる基準に適合すること。

六 流通業務総合効率化事業のうち貨物運送効率化事業（地域公共交通）の内容が記載される貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げた基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十一 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送効率化事業に該当するものについては、その内容が地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。

十二 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項が記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。

十三 総合効率化計画に記載された事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定を定められたもの（除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。

十四 第一項の認定に關する事項は、主務省令で定める。

十五 流通業務総合効率化事業のうち貨物運送効率化事業（地域公共交通）の内容が記載される地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画に対する前項の規定の適用する地域公共交通計画）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用する地域公共交通計画に記載された事業のうち、

六 適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とする。国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

七 國土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

八 國土交通大臣は、軌道法第三条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。

九 國土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聞く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

十 國土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨物運送効率化事業（地域公共交通に記載された認定総合効率化計画）という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

十一 國土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨物運送効率化事業（地域公共交通計画に記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十二 國土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、あらかじめ、当該港湾流通常拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

十三 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めるときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十四 第一項の認定に關する事項は、主務省令で定める。

十五 國土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十六 國土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十七 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めるときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十八 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十九 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十一 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十二 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十三 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十四 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十五 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十六 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十七 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十八 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

二十九 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

三十 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

三十一 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

三十二 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

三十三 國土交通大臣は、第三項各号に記載された総合効率化計画について第一項の認定を定めたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

告示があつた日から一定期間を経過したものその他(国土交通省令で定めるものを除く。)のうち、貨物取扱量、港湾施設(港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。)の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。  
港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区的区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若くは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認め可を受け、又は届出をしたものとみなす。

認定総合効率化事業者が組合等である場合であつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについての規定は、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一條に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、

**第十二条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段、第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

2　主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第四条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3　前項の確認に係る特定流通業務施設（同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過しないものに限る。）を利用する実施する旨合意<sup>ア</sup>に付する第4項（第五点第四項第十二号の基準に適合する旨）

総合交換言面に対する第四条（第五条第四項）において準用する場合を含む）の規定の適用については、第四条第四項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とす

**第八条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

第一種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該

**第九条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

**第九条** 総合交換事業者がその総合交換事業につき、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の

2  
一項の認可を受けた又は同法第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け又は届出をしたものとみなす。

一般貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならないものについては、

2  
を受ける又は届出をしたもののみなす  
貨物運送一般旅客定期航路事業を當む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一條第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一條第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出を行なければならぬものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたもののみなす。

(鉄道事業法の特例)

**第十三条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可

2 を受け、又は届出をしたものとみなす  
貨物運送一般旅客定期航路事業を當む認定統合効率化事業者がその認定統合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定統合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一條第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一條第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出を行なへばならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。  
**(鉄道事業法の特例)**

2 を受け、又は届出をしたものとみなす  
貨物運送一般旅客定期航路事業を當む認定統合効率化事業者がその認定統合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定統合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一條第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一條第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出を行なへばならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。  
**(鉄道事業法の特例)**

画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可

2 貨物鉄道事業を営む認定総合効率化事業者が受けたものとみなす。

その認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第六項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたるものとみなす。

3 認定総合効率化事業者たる貨物鉄道事業者（貨物鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときは、同様とする。

（軌道法の特例）

**第十四条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

貨物軌道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条の二の許可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第三条第二十七条第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

（自動車ターミナル法の特例）

**第十五条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車

2 外レミナル法第三条若しくは第十一条第一項の許可を受け、又は同法第十条若しくは第十二条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 ラックターミナル事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第十二条第一項の許可若しくは同法第十二条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第十条、第十二条第三項、第十二条第五項若しくは第十三条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(倉庫業法の特例)

**第十六条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同法第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第七条第一項の変更登録若しくは同法第十八条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十七条第三項、第十九条第一項若しくは第二十条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う倉庫業であつて利用者を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、倉庫業法第八条第一項及び第九条の規定は、適用しない。

**第十七条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画(第四条第三項各号に掲げる事項が記載され

**第十五条** 総合効率化事業者がその総合効率化計  
(自動車ターミナル法の特例)

ターミナル法第三条若しくは第十一条第一項の認可を受け、又は同法第十一条若しくは第十二条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

トランクターミナル事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画に記載された事業のうち、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、当該トランクターミナル事業についての自動車ターミナル法第十二条第一項の許可若しくは同法第十二条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第十一条、第十二条第三項、第十二条第五項若しくは第十三条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(倉庫業法の特例)

**第十六条** 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第七条第一項の変更登録若しくは同法第十八条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第十七条第三項、第十九条第一項若しくは第二十条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う倉庫業であつて利用者を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、倉庫業法第八条第一項及び第九条の規定は、適用しない。

名 王

Page 1

第三項 借入金の額のうち		第三項の当該流通業務総合効率化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	
者	債務者	当該流通業務総合効率化関連保証及び他の保証ごとに、当該債務者	普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険）あつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
第一項	普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の八十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険）あつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。	普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
第二項	（中小企業投資育成株式会社法の特例）	（中小企業投資育成株式会社法の特例）	（中小企業投資育成株式会社法）
第三項	第一項	第二項	第三項
第四項	第五項	第六項	第七項
第五項	第六項	第七項	第八項
第六項	第七項	第八項	第九項
第七項	第八項	第九項	第十項
第八項	第九項	第十項	第十一項
第九項	第十項	第十一項	第十二項
第十項	第十一項	第十二項	第十三項
第十一項	第十二項	第十三項	第十四項
第十二項	第十三項	第十四項	第十五項
第十三項	第十四項	第十五項	第十六項
第十四項	第十五項	第十六項	第十七項
第十五項	第十六項	第十七項	第十八項
第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
第十七項	第十八項	第十九項	第二十項
第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項
第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項
第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項
第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項
第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項
第二十三項	第二十四項	第二十五項	第二十六項
第二十四項	第二十五項	第二十六項	第二十七項
第二十五項	第二十六項	第二十七項	第二十八項
第二十六項	第二十七項	第二十八項	第二十九項
第二十七項	第二十八項	第二十九項	第三十項
第二十八項	第二十九項	第三十項	第三十一項
第二十九項	第三十項	第三十一項	第三十二項
第三十項	第三十一項	第三十二項	第三十三項
第三十一項	第三十二項	第三十三項	第三十四項
第三十二項	第三十三項	第三十四項	第三十五項
第三十三項	第三十四項	第三十五項	第三十六項
第三十四項	第三十五項	第三十六項	第三十七項
第三十五項	第三十六項	第三十七項	第三十八項
第三十六項	第三十七項	第三十八項	第三十九項
第三十七項	第三十八項	第三十九項	第四十項
第三十八項	第三十九項	第四十項	第四十一項
第三十九項	第四十項	第四十一項	第四十二項
第四十項	第四十一項	第四十二項	第四十三項
第四十一項	第四十二項	第四十三項	第四十四項
第四十二項	第四十三項	第四十四項	第四十五項
第四十三項	第四十四項	第四十五項	第四十六項
第四十四項	第四十五項	第四十六項	第四十七項
第四十五項	第四十六項	第四十七項	第四十八項
第四十六項	第四十七項	第四十八項	第四十九項
第四十七項	第四十八項	第四十九項	第五十項
第四十八項	第四十九項	第五十項	第五十一項
第四十九項	第五十項	第五十一項	第五十二項
第五十項	第五十一項	第五十二項	第五十三項
第五十一項	第五十二項	第五十三項	第五十四項
第五十二項	第五十三項	第五十四項	第五十五項
第五十三項	第五十四項	第五十五項	第五十六項
第五十四項	第五十五項	第五十六項	第五十七項
第五十五項	第五十六項	第五十七項	第五十八項
第五十六項	第五十七項	第五十八項	第五十九項
第五十七項	第五十八項	第五十九項	第六十項
第五十八項	第五十九項	第六十項	第六十一項
第五十九項	第六十項	第六十一項	第六十二項
第六十項	第六十一項	第六十二項	第六十三項
第六十一項	第六十二項	第六十三項	第六十四項
第六十二項	第六十三項	第六十四項	第六十五項
第六十三項	第六十四項	第六十五項	第六十六項
第六十四項	第六十五項	第六十六項	第六十七項
第六十五項	第六十六項	第六十七項	第六十八項
第六十六項	第六十七項	第六十八項	第六十九項
第六十七項	第六十八項	第六十九項	第七十項
第六十八項	第六十九項	第七十項	第七十一項
第六十九項	第七十項	第七十一項	第七十二項
第七十項	第七十一項	第七十二項	第七十三項
第七十一項	第七十二項	第七十三項	第七十四項
第七十二項	第七十三項	第七十四項	第七十五項
第七十三項	第七十四項	第七十五項	第七十六項
第七十四項	第七十五項	第七十六項	第七十七項
第七十五項	第七十六項	第七十七項	第七十八項
第七十六項	第七十七項	第七十八項	第七十九項
第七十七項	第七十八項	第七十九項	第八十項
第七十八項	第七十九項	第八十項	第八十一項
第七十九項	第八十項	第八十一項	第八十二項
第八十項	第八十一項	第八十二項	第八十三項
第八十一項	第八十二項	第八十三項	第八十四項
第八十二項	第八十三項	第八十四項	第八十五項
第八十三項	第八十四項	第八十五項	第八十六項
第八十四項	第八十五項	第八十六項	第八十七項
第八十五項	第八十六項	第八十七項	第八十八項
第八十六項	第八十七項	第八十八項	第八十九項
第八十七項	第八十八項	第八十九項	第九十項
第八十八項	第八十九項	第九十項	第九十一項
第八十九項	第九十項	第九十一項	第九十二項
第九十項	第九十一項	第九十二項	第九十三項
第九十一項	第九十二項	第九十三項	第九十四項
第九十二項	第九十三項	第九十四項	第九十五項
第九十三項	第九十四項	第九十五項	第九十六項
第九十四項	第九十五項	第九十六項	第九十七項
第九十五項	第九十六項	第九十七項	第九十八項
第九十六項	第九十七項	第九十八項	第九十九項
第九十七項	第九十八項	第九十九項	第一百項



<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>(平成二十三年三月三一日法律第九号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>(平成二三年六月二十四日法律第七号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p>
--

<p><b>附 則</b> <b>(平成二八年五月一三日法律第三号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>(平成二八年五月一三日法律第三号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>(平成二七年五月二七日法律第二十九号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---

<p><b>附 則</b> <b>(平成二九年五月一三日法律第三号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>(平成二九年五月一三日法律第三号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>(平成二九年五月一三日法律第三号)</b> <b>抄</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---

<p><b>附 則</b> <b>(令和二年六月三日法律第三号)</b> <b>号</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> <b>(令和二年六月三日法律第三号)</b> <b>号</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> <b>(令和二年六月三日法律第三号)</b> <b>号</b></p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
---

を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一  
条の規定 公布の日から起算して二年を超  
ない範囲内において政令で定める日